

山形県山形海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
海共第1号	山形県漁業協同組合	山形県酒田市飛鳥地先	酒田市飛鳥における最大高潮時海岸線と同線から距岸5,500メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 えご漁業 わかめ漁業 のり漁業 あらめ漁業 あおさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 ほんたわら漁業 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 にしがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 餌虫漁業 (第二種共同漁業) いか小型定置漁業 あじ・たなご小型定置漁業 とびうお刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たい・こだい刺し網漁業 めばる刺し網漁業 ほつけ刺し網漁業 いそ刺し網漁業 めじまぐる刺し網漁業 うまつら刺し網漁業 かにかご漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業:5月1日から9月30日まで えご漁業:7月1日から9月30日まで わかめ漁業:3月1日から7月31日まで のり漁業:11月1日から翌年4月30日まで あらめ漁業:3月1日から6月30日まで あおさ漁業:1月1日から7月31日まで もずく漁業:4月1日から9月30日まで いぎす漁業:5月1日から10月31日まで ほんたわら漁業:12月1日から翌年5月31日まで あわび漁業:12月1日から翌年8月31日まで さざえ漁業:周年 かき漁業:周年 いがい漁業:周年 にしがい漁業:周年 うに漁業:周年 なまこ漁業:周年 たこ漁業:周年 餌虫漁業:周年 (第二種共同漁業) いか小型定置漁業:1月1日から6月30日まで あじ・たなご小型定置漁業:周年 とびうお刺し網漁業:5月1日から8月31日まで かれい刺し網漁業:2月1日から11月30日まで たい・こだい刺し網漁業:周年 めばる刺し網漁業:周年 ほつけ刺し網漁業:周年 いそ刺し網漁業:周年 めじまぐる刺し網漁業:5月1日から12月31日まで うまつら刺し網漁業:周年 かにかご漁業:周年	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	山形県酒田市飛鳥	なし
海共第2号	山形県漁業協同組合	山形県酒田市(飛鳥を除く。)及び飽海都遊佐町地先	次のaの区域からbの区域を除いた区域 a 次の基点第1号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次結んだ線分と最大高潮時海岸線(河口部については河口部の両岸を結ぶ線分。ただし、月光川河口については左岸北緯39度04分14.2秒東経139度52分12.2秒の点と右岸北緯39度04分17.1秒東経139度52分12.4秒の点を結んだ線分、最上川河口については左岸北緯39度55分18.6秒東経139度48分27.2秒の点と右岸北緯39度55分30.2秒東経139度48分33.6秒の点を結んだ線分とする。)によって囲まれた区域 基点第1号 山形県と秋田県の境に設置した漁場基点 ア 基点第1号から291度30分4.000メートルの点(方位は、真方位とする。) イ 北緯38度48分56.6秒東経139度43分14.7秒の点 基点第3号 酒田市と鶴岡市の境の漁場基点(北緯38度48分02.4秒東経139度45分45.9秒の点) b 次の1から21までの各点を順次結んだ線分と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 北緯38度59分08.4秒東経139度50分28.4秒の点 2 北緯38度59分21.1秒東経139度49分47.8秒の点 3 北緯38度57分47.0秒東経139度48分59.3秒の点 4 北緯38度57分02.6秒東経139度47分56.3秒の点 5 北緯38度56分59.8秒東経139度47分56.1秒の点 6 北緯38度56分51.0秒東経139度47分51.5秒の点 7 北緯38度56分35.2秒東経139度47分29.1秒の点 8 北緯38度56分31.9秒東経139度47分29.6秒の点 9 北緯38度56分29.2秒東経139度47分25.8秒の点 10 北緯38度56分28.8秒東経139度47分26.3秒の点 11 北緯38度56分23.6秒東経139度47分19.1秒の点 12 北緯38度56分21.5秒東経139度47分21.6秒の点 13 北緯38度56分17.7秒東経139度47分18.8秒の点 14 北緯38度56分26.9秒東経139度47分28.4秒の点 15 北緯38度56分27.9秒東経139度47分29.9秒の点 16 北緯38度56分10.6秒東経139度47分30.5秒の点 17 北緯38度56分02.9秒東経139度47分48.4秒の点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 えご漁業 わかめ漁業 のり漁業 あおさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 にしがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 餌虫漁業 (第二種共同漁業) さけ・ぶり小型定置漁業 かに刺し網漁業 とびうお刺し網漁業 かれい・したびらめ刺し網漁業 たい・こだい刺し網漁業 えび刺し網漁業 いそ刺し網漁業 さけ刺し網漁業 ばいかご漁業 かにかご漁業 (第三種共同漁業) いわし地びき網漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業:6月1日から8月31日まで えご漁業:7月1日から9月30日まで わかめ漁業:3月1日から7月31日まで のり漁業:10月1日から翌年4月30日まで あおさ漁業:1月1日から7月31日まで もずく漁業:3月1日から9月30日まで いぎす漁業:6月1日から10月31日まで あわび漁業:12月1日から翌年8月31日まで さざえ漁業:周年 かき漁業:周年 いがい漁業:周年 にしがい漁業:周年 うに漁業:周年 なまこ漁業:周年 たこ漁業:周年 餌虫漁業:周年 (第二種共同漁業) さけ・ぶり小型定置漁業:3月1日から翌年1月20日まで はたはた小型定置漁業:12月1日から翌年1月10日まで かに刺し網漁業:2月1日から10月31日まで とびうお刺し網漁業:6月1日から8月31日まで かれい・したびらめ刺し網漁業:2月1日から12月31日まで たい・こだい刺し網漁業:4月1日から8月31日まで えび刺し網漁業:5月1日から11月30日まで いそ刺し網漁業:2月1日から12月31日まで さけ刺し網漁業:9月1日から12月31日まで ばいかご漁業:4月1日から9月30日まで かにかご漁業:周年 (第三種共同漁業) いわし地びき網漁業:4月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	団体	山形県酒田市(飛鳥を除く。)及び飽海都遊佐町	第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけはますを目的とするものは10統以内とする。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
海共第3号	山形県漁業協同組合	山形県鶴岡市(平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。)地先	次の基点第3号、ア、イ及び基点第4号の各点を順次結んだ線分と最大高潮時海岸線(河口部については河口部の両岸を結ぶ線分)によって囲まれた区域 基点第3号 酒田市と鶴岡市の境の漁場基点(北緯38度48分02.4秒東経139度45分45.9秒の点) ア 北緯38度48分56.6秒東経139度43分14.7秒の点 イ 北緯38度41分18.9秒東経139度34分26.3秒の点 基点第4号 平成17年9月30日における鶴岡市と西田川郡温海町の境に設置した漁場基点(北緯38度40分22.6秒東経139度36分55.8秒の点)	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 えご漁業 わかめ漁業 のり漁業 あおさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 ほんだわら漁業 しがな漁業 うみそうめん漁業 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いかい漁業 にしがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 蛸虫漁業  (第二種共同漁業) さけ・ぶり小型定置漁業 あじ・たなご小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 かに刺し網漁業 かべうお刺し網漁業 かれい・したびらめ刺し網漁業 たいいこだい刺し網漁業 えび刺し網漁業 いそ刺し網漁業 さけ刺し網漁業 ばいかご漁業 かにかご漁業  (第三種共同漁業) いわし地びき網漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業:6月1日から8月31日まで えご漁業:7月1日から9月30日まで わかめ漁業:3月1日から7月31日まで のり漁業:10月1日から翌年4月30日まで あおさ漁業:1月1日から7月31日まで もずく漁業:3月1日から9月30日まで いぎす漁業:6月1日から10月31日まで ほんだわら漁業:12月1日から翌年5月31日まで しがな漁業:1月1日から4月30日まで うみそうめん漁業:3月1日から9月30日まで あわび漁業:12月1日から翌年8月31日まで さざえ漁業:周年 かき漁業:周年 いかい漁業:周年 にしがい漁業:周年 うに漁業:周年 なまこ漁業:周年 たこ漁業:周年 蛸虫漁業:周年  (第二種共同漁業) さけ・ぶり小型定置漁業:3月1日から翌年1月31日まで あじ・たなご小型定置漁業:3月1日から11月30日まで はたはた小型定置漁業:12月1日から翌年1月10日まで かに刺し網漁業:2月1日から12月31日まで とびうお刺し網漁業:6月1日から8月31日まで かべうお刺し網漁業:2月1日から12月31日まで たいいこだい刺し網漁業:4月1日から8月31日まで えび刺し網漁業:5月1日から11月30日まで いそ刺し網漁業:2月1日から12月31日まで さけ刺し網漁業:9月1日から12月31日まで ばいかご漁業:4月1日から9月30日まで かにかご漁業:周年 (第三種共同漁業) いわし地びき網漁業:4月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	山形県鶴岡市(平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。)	第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものは7統以内とする。
海共第4号	山形県漁業協同組合	山形県鶴岡市(平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。)地先	次のaの区域からbの区域を除いた区域 a 次の基点第4号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第5号の各点を基点第4号、ア、オ、ウ、イ、基点第5号の順に結んだ線分と最大高潮時海岸線(河口部については河口部の両岸を結ぶ線分)によって囲まれた区域 基点第4号 平成17年9月30日における鶴岡市と西田川郡温海町の境に設置した漁場基点(北緯38度40分22.6秒東経139度36分55.8秒の点) ア 北緯38度41分18.9秒東経139度34分26.3秒の点 イ 北緯38度33分00.3秒東経139度32分39.0秒の点 ウ 北緯38度33分08.3秒東経139度30分59.2秒の点 エ 北緯38度33分40.6秒東経139度31分03.3秒の点 オ 北緯38度33分39.6秒東経139度30分00.5秒の点 基点第5号 山形県と新潟県の境に設置した漁場基点(北緯38度33分11.1秒東経139度32分53.9秒の点) b 基点第5号から330度31メートルの点を中心とする半径31メートルの円のうち基点第5号と力を結んだ線の南東側の円弧、カとキを結んだ線分、キから28度266メートルの点を中心とする半径266メートルの円のうちキとクを結んだ線の南西側の円弧、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びソの各点を順次結んだ線分並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域(方位は、真方位とする。) カ 北緯38度33分11.0秒東経139度32分52.6秒の点 キ 北緯38度33分11.6秒東経139度32分51.2秒の点 ク 北緯38度33分13.8秒東経139度32分47.8秒の点 ケ 北緯38度33分14.6秒東経139度32分47.0秒の点 コ 北緯38度33分11.6秒東経139度32分43.1秒の点 サ 北緯38度33分14.3秒東経139度32分38.3秒の点 シ 北緯38度33分19.4秒東経139度32分35.0秒の点 ス 北緯38度33分21.7秒東経139度32分40.5秒の点 セ 北緯38度33分30.1秒東経139度32分35.2秒の点 ソ 北緯38度33分30.9秒東経139度32分32.7秒の点	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業 えご漁業 わかめ漁業 のり漁業 あおさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 ほんだわら漁業 しがな漁業 うみそうめん漁業 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いかい漁業 にしがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 蛸虫漁業  (第二種共同漁業) さけ・ぶり小型定置漁業 あじ・たなご小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 かに刺し網漁業 かべうお刺し網漁業 かれい・したびらめ刺し網漁業 たいいこだい刺し網漁業 えび刺し網漁業 いそ刺し網漁業 さけ刺し網漁業 ばいかご漁業 かにかご漁業  (第三種共同漁業) いわし地びき網漁業	(第一種共同漁業) てんぐさ漁業:6月1日から8月31日まで えご漁業:7月1日から9月30日まで わかめ漁業:3月1日から7月31日まで のり漁業:10月1日から翌年4月30日まで あおさ漁業:1月1日から7月31日まで もずく漁業:3月1日から9月30日まで いぎす漁業:6月1日から10月31日まで ほんだわら漁業:12月1日から翌年5月31日まで しがな漁業:1月1日から4月30日まで うみそうめん漁業:3月1日から9月30日まで あわび漁業:12月1日から翌年8月31日まで さざえ漁業:周年 かき漁業:周年 いかい漁業:周年 にしがい漁業:周年 うに漁業:周年 なまこ漁業:周年 たこ漁業:周年 蛸虫漁業:周年  (第二種共同漁業) さけ・ぶり小型定置漁業:3月1日から翌年1月20日まで あじ・たなご小型定置漁業:3月1日から11月30日まで はたはた小型定置漁業:12月1日から翌年1月10日まで かに刺し網漁業:2月1日から10月31日まで とびうお刺し網漁業:6月1日から8月31日まで かべうお刺し網漁業:2月1日から12月31日まで たいいこだい刺し網漁業:4月1日から8月31日まで えび刺し網漁業:5月1日から11月30日まで いそ刺し網漁業:2月1日から12月31日まで さけ刺し網漁業:9月1日から12月31日まで ばいかご漁業:4月1日から9月30日まで かにかご漁業:周年 (第三種共同漁業) いわし地びき網漁業:4月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	山形県鶴岡市(平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。)	第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものは7統以内とする。